

# 商工会だより

発行  
越前市商工会

本 所 〒915-0242 越前市粟田部町第11号9番地

TEL 0778-43-0877

味真野支所 〒915-0023 越前市池泉町20字17番1

TEL 0778-27-1110

白山支所 〒915-1233 越前市菖蒲谷町第19号8番地の6

TEL 0778-28-1359

<http://www.echizensi-shokokai.jp/>

4口加入で9月実施の視察研修に無料でご招待します

## 商工貯蓄共済特別推進キャンペーン始まる

《 商工貯蓄共済ご加入について 》 小さな掛金・大きな安心

- 商工会の会員及びその家族・従業員ならば誰でも加入出来ます！  
(但し、生命保障の対象となる年齢に制限があります)

☆ 商工貯蓄共済の「5つの特長」

モデル1, 4, 8 : 5歳7カ月～65歳6カ月

モデル6 : 5歳7カ月～70歳6カ月

1. 自己資本の充実が図られます。

毎月の掛金の大部分が貯蓄積立金となります。(保険料にまわる掛金はわずかです。)

2. 大きな保障が得られます。

安価な保険料で大きな保障が受けられます。(死亡保険金等の特約部分は年払掛金です。)

万一の場合は共済金とそれまでの積み立て金と一緒に支給されます。

3. 家族、従業員の福祉にも役立ちます。

同じ保障が、家族、従業員の方も受けることができます。

4. 低利な融資が受けられます。

積立金の額により、事業資金が必要な方に、簡単な手続きで(範囲内借入れの場合)低金利で融資が受けられます。(積立金の2倍以内の普通借入れもあります。)

5. 商工会の組織の強化にも役立ちます。

加入していただく事で、組織の強化が図られ、商工会活動も一層活発になります。

- ☆ その他に病気、ケガに関係なく生前給付特約金(余命6ヶ月以内と判断されたら)をお支払いいたします。  
(申請時にお申し出下さい。)

### ☆外国人を雇用している事業主の皆様へ

- 雇用状況が低迷しております。従業員の国籍を問わず雇用維持をお願いします。  
(ハローワークには、休業手当の一部を助成する制度がありますのでご相談下さい。)
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出をお願いします。
- 外国人の雇用は労働法令等を守って適正をお願いします。

# 「きんゆう特別相談コーナー」を開設

夏期事業資金を必要とする事業所に対して、日本政策金融公庫による金融特別相談を開催します。相談を希望される事業所の方は、下記の必要書類を準備して越前市商工会本所までお越し下さい。相談内容は、金融に関することならば何でもかまいません。

※ 申込に必要な書類

1. 過去二期(22年度21年度)の決算書、申告書
2. 決算後6ヶ月を経過している場合は直近の試算表
3. 借入金の確認が出来るもの
4. 会社の登記簿謄本(法人の場合)
5. 設備資金の場合は見積書が必要
6. 納税状況を確認出来る書類(所得税・消費税・市県民税等)

開催日時 平成23年7月15日 (金曜日) 午前10時より

開催日時 越前市商工会 本所 (越前市粟田部町 11-9)

時間等が重なる事がありますので、商工会まで事前にご連絡下さい。

## 越前市地域商業活性化チャレンジ事業

### 元気な商業者グループ支援事業補助

越前市産業環境部 商業観光振興課

- 越前市内の小売業を索引する先進的、意欲的な個人グループが取組む地域商業活性化チャレンジ事業に支援を行い、地域の小売業、商店街等の活性化を図る事業です。
  - 市内中小企業の小売業者、5業者以上で構成する代表者が、市内在住者である団体グループ。
  - 対象補助事業は
    1. 基本型 (補助率 1/3)  
地域資源を活用して地域の消費拡大及び地域商業の活性化を図るために行う事業
    2. 連携型 (補助率 1/2)  
基本型に地域の団体、農業生産者、製造業者、学生、NPO団体等の小売業者以外の者が参画することにより、事業に付加価値が加わり、目的が効果的に発揮される事業
    3. 社会課題対応型 (補助率 2/3)  
基本型及び連携型に、地域の高齢者、少子化、安全・安心、低炭素社会等の社会課題への取組みを行い、目的に地域コミュニティ機能が付加される事業
  - 補助対象経費
    1. 講師謝金、研究員等外部専門家の謝金、旅費
    2. 商品開発費
    3. 会議費、会場借料(家賃は除く)、報告書等作成費、資料作成費、通信運搬費、集計分析費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料、借損料、雑役労務(アルバイト)等の事業経費
    4. 委託費(事業そのものの委託は除く)
  - 補助金額
    - ・ 上限額 200万円
    - ・ 下限額 メンバー構成にて
      - 5 ~ 9業者 ⇒ 20万円
      - 10 ~ 19業者 ⇒ 30万円
      - 20業者以上 ⇒ 50万円
- ※ 1商業者グループ年会1申請を限度とします。(継続も可)
- 申込締切日 平成23年8月10日(水曜日) 必着
  - 補助金の交付決定については、専門家を含めた審査会において決定します。

本年度も継続します

# 平成23年度 知的財産権取得推進事業

昨年度に引続き、今年度も「知的財産権取得推進事業」を実施します。  
事業の内容は以下の通りです。

## 1. 目的

越前市商工会の会員を対象に、特許などの知的財産権の取得活動に対して助成措置を講ずることにより、地域の産業技術の発展を図り、地域産業の活性化に資することを目的とする。

## 2. 助成対象者

越前市商工会の会員で、特許、実用新案、意匠、商標のいずれかに出願し、助成対象経費が助成対象期間内に発生した者。

## 3. 助成金の額

助成金は越前市商工会の予算の範囲内で交付し、次に掲げるものとする。

(1) 助成対象経費の20%

(2) 上限は1会員あたり2万円

※算出された助成金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。  
また、申込者が多数の場合は上限の金額を下げる場合がある。

## 4. 助成対象期間

平成23年4月1日～平成24年2月28日まで

## 商工会認証システム制度のご利用を

商工会では、会員事業所皆様の経営改善のお手伝いをする強力な支援プログラム「商工会認証システム」を実施しております。

会員事業所様への簡単なヒアリングやインタビューなどで経営の現状を確認し、専門家や経営指導員が複数の目で「経営の重要視点8項目+財務分析」の多面的評価を行い、今後に向けて伸ばすべき強みと改善すべき課題を明らかにし、今後のあるべき姿・方向性を具体的に提案します。

また、一定レベル以上の経営改善が行われていると認証された場合は、県内展示会等の出展助成などの具体的なサポートメニューも充実しています。

募集期間は7月1日～8月31日です。参加費は無料ですので、この機会に、ぜひお気軽にお申し込みください。

①経営目標と現状をヒアリング・分析

②多面的に伸ばすべき強みや経営課題を検討

③簡易財務診断も行います

④経営改善のポイントを貴社に提案します